

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件
2 （原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

3

4

訴外女性 A との会話反訳書

5

6

録音日，録音内容，及び録音場所は各項目で記す。

7

8 1 本 30 号証では，原審準備書面(2)にて記した訴外女性 A との会話
9 を示し，同人が再生不良性貧血，精神病，肝血腫等の疾病を患って
10 いると自称し控訴人にいっさいの確認をさせなかった事実，また，
11 訴外生活妨害行為等の発生時期に，同人によって「社会的に抹殺す
12 ることもできるのよ。」といった会話がなされていた事実を立証す
13 る。

14 2 録音日 平成 17 年 3 月 8 日

15 録音内容 控訴人と訴外女性 A との電話による通話内容。

16 録音場所 控訴人住居内。

17 控訴人：「今病院にいるの？」

18 控訴人：「どこの病院にいるの？」

19 訴外女性 A：「家の近くだよ。」

20 控訴人：「ん？滝山病院っていうところ？」

21 訴外女性 A：「ううん。山崎病院っていうところ。」

22 控訴人：「山崎病院っていうところ？」

23 訴外女性 A：「(笑)」

24 控訴人：「ふうん。え，でも携帯通じるんだ？」

25 訴外女性 A：「一応ね。」

26 控訴人：「ふうん。」

甲 30 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 訴外女性 A：「っていうか，体の病院じゃないから。」

2 3 録音日 平成 17 年 3 月 29 日

3 録音内容 控訴人と訴外女性 A との電話による通話内容。

4 録音場所 控訴人住居内。

5 控訴人：「え，何？海外行くって，どこ行くの？」

6 訴外女性 A：「・・・え・・・タイ。」

7 控訴人：「タイ？」

8 訴外女性 A：「うん。」

9 控訴人：「ん，ごめんちょっと，声が小っちゃくて聞こえづらい
10 んだけど，」

11 訴外女性 A：「あ，ごめんごめん。」

12 控訴人：「うん。」

13 控訴人：「で，あの，精神病院行ってたやつは大丈夫なの，もう？」

14 訴外女性 A：「いや，あんまり良くないので，」

15 控訴人：「ふうん。・・・ちなみにあの，再生不良性貧血のほうは
16 大丈夫なの？」

17 訴外女性 A：「ううん，それは・・・それもまあ，あんまりよく
18 ないんだけど，」

19 控訴人：「肝血腫のほうは？」

20 訴外女性 A：「ん？」

21 控訴人：「いや，海外とか行っちゃって大丈夫なの？」

22 訴外女性 A：「うん。とりあえず。」

23 4 録音日 平成 18 年 3 月 29 日

24 録音内容 控訴人と訴外女性 A との電話による通話内容。

25 録音場所 控訴人住居内。

26 控訴人：「なんか，前に，メッセージャで，（控訴人注：インター

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 ネット通信による文字会話用ソフトウェアの名称。）」
- 2 訴外女性 A：「うん。」
- 3 控訴人：「『社会的に抹殺することもできるのよ』って言ってたじ
- 4 やない？」
- 5 訴外女性 A：「そんなことしないってば。」
- 6 控訴人：「いや、それはどういう意味を、で言ってるのかなと思
- 7 ってる、」
- 8 訴外女性 A：「そんなこと、え？どういう意味？」
- 9 控訴人：「うん。いやだって、社会的に抹殺することもできるの
- 10 よって言われてもさ、そんな、社会的に抹殺ってどういうこと
- 11 なんだろうって、聞いてみたかっただけ。」
- 12 訴外女性 A：「・・・まあ・・・ええ・・・いや、社会
- 13 的には抹殺しようなんて思ったことは無いよ。」
- 14 控訴人：「ちがうちがうちがう、思うか思わないじゃなくて、」
- 15 訴外女性 A：「できないよ。言葉のあやさ、言葉のあや。」
- 16 5 録音日 平成 17 年 3 月 29 日
- 17 録音内容 控訴人と訴外女性 A との電話による通話内容。
- 18 録音場所 控訴人住居内。
- 19 訴外女性 A：「何か聞きたいことがある？」
- 20 控訴人：「はい？」
- 21 訴外女性 A：「何か聞きたいことある？」
- 22 控訴人：「いや、別に。何で？」
- 23 訴外女性 A：「いや、聞きたいことがあるって言ってたからさ。」
- 24 控訴人：「だからさっき聞いたじゃん。」
- 25 訴外女性 A：「うん。」
- 26 控訴人：「うん。まあ、今の状況が社会的な抹殺なのかどうか、

甲 30 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 これ以上ひどくなるんだろうかなと。まあ、そんなところで
2 す。」

3 訴外女性 A：「はい。」

4 控訴人：「うん。ま、でも、結局何を聞いても、本当かどうかわ
5 からなかったからね。京子のことに関しては。病気のこと、
6 親のこと、前の彼氏のこと、何もかも、それは確認でき
7 ないでしょう？」

8 訴外女性 A：「・・・まあでもいいじゃん。あたしのことはさ。」

9 控訴人：「まあ、いいよ。」

10 訴外女性 A：「うん？・・・いいじゃん。あたしのことは。」

11

12

以 上